

臨時教育委員会会議録

開催日時 令和6年(2024年)3月19日(火)
午後4時～午後5時10分

開催場所 県庁新館4階教育委員会室

出席委員	教育長	福永 忠克
	委員(教育長職務代理者)	土井 真一
	委員	窪田 知子
	委員	野村 早苗
	委員	石井 太
	委員	塚本 晃弘

1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から説明員の出欠について報告があった。

2 非公開事件の確認

- 教育長から、本日の議題のうち、第52号議案から第54号議案および第56号議案の4議案については、教育委員会の所管に属する職員の任免その他の人事に関するものであり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、第52号議案から第54号議案および第56号議案の4議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、

非公開議案の順で審議することが確認された。

3 議事（議案：公開）

●教育長から、第 50 号議案「令和 5 年度滋賀県一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から、第 50 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 51 号議案「令和 5 年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

（塚本委員）

特別支援学校建設費の繰越理由として「施工調整等に時日を要したため」とあるが、要因は物価高騰による入札の不調等か。

（會田教育総務課長）

盲学校の受変電設備の改修工事に係る繰越であり、高圧ケーブルを調達する必要があったが、市場で品薄になっており、一時は注文が出来ない状況にあった。そのため、設置する機械の製作時期が遅れることとなり、これに伴い繰越をお願いするもの。現在は注文をし、準備を進めているところ。

●教育長から、第 51 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 55 号議案「県費負担教職員の管理職員の任命に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

なし

●教育長から、第 55 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

●教育長から、第 57 号議案「滋賀県公立学校情報機器整備基金条例案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求める旨の発言があり、事務局から資料に基づき説明があった。

●主な質疑・意見

(土井委員)

第 50 号議案でも説明されていたが、1 年で十億円ほど基金を積み立てているのは、全ての機器の更新経費を見込むものか。

(澤幼小中教育課長)

このたびの補正予算における基金への積立金額は、令和 6 年度分に相当する所要額で、端末 1 台当たりの金額に予備機を含む児童生徒数を乗じて算出した。

(福永教育長)

国の補助率はどうか。

(澤幼小中教育課長)

国の補助率は3分の2である。

(福永教育長)

国が3分の2を補助し、残りの3分の1は学校設置者の負担ということであるが、補正予算での計上額は令和2年度から3年度に整備された全ての端末を更新できる額であるか。

(澤幼小中教育課長)

補正予算で計上した額は、令和6年度から令和10年度までに必要となる金額の一年分に相当する見込額である。

(福永教育長)

各市町の更新の計画に応じ、順次、補助金を交付していくことになるが、1人1台端末の整備は令和元年度から始まっており、そのような分から令和6年度以降、順次更新される予定である。

(澤幼小中教育課長)

市町に調査をしたところ、令和6年度中に機器の更新を予定されることはない。令和7年度から本格的に更新していく見込みであるが、国から令和6年度中に共同調達をすることが示されているので、県においても市町に対して共同調達に係る動きをしていくことになる。

(福永教育長)

県内の各市町が出来る限り共同して調達することが国の3分の2の補助要件の骨子になっている。

(塚本委員)

県立高校においても予備機を確保されていると思うが、この条例はその維持、更新も見込んだ条例なのか。

(鎌田教育 ICT 化推進室長)

今回の基金は小学校、中学校の義務教育段階を対象とするものである。県立高校の貸出用端末については、今のところ県で令和7年度、8年度あたりに更新を行う予定をしている。

(福永教育長)

県立高校においては、今後、別途お諮りする予定である。

- 教育長から、第 57 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

4 議事 (議案：非公開)

- 第 56 号議案について原案どおり可決された。
- 第 52 号議案について原案どおり可決された。
- 第 53 号議案について原案どおり可決された。
- 第 54 号議案について原案どおり可決された。

5 閉 会

- 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。